

四半期報告書

(第20期第2四半期)

株式会社ウェッジホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
3 【経営上の重要な契約等】	8
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月17日

【四半期会計期間】 第20期第2四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社ウェッジホールディングス

【英訳名】 Wedge Holdings CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此下 竜矢

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町一丁目ビル

【電話番号】 03-6225-2161

【事務連絡者氏名】 開示担当 小竹 康博

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町一丁目ビル

【電話番号】 03-6225-2161

【事務連絡者氏名】 開示担当 小竹 康博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第2四半期 連結累計期間	第20期 第2四半期 連結累計期間	第19期
会計期間	自 2019年10月1日 至 2020年3月31日	自 2020年10月1日 至 2021年3月31日	自 2019年10月1日 至 2020年9月30日
売上高 (千円)	4,276,298	3,292,034	7,750,542
経常損失 (△) (千円)	△412,512	△73,100	△340,083
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△376,859	△149,165	△1,839,195
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△1,915,886	1,149,027	△5,113,350
純資産額 (千円)	15,885,640	13,841,730	12,691,471
総資産額 (千円)	42,535,199	36,218,430	39,074,588
1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)	△10.54	△4.17	△51.44
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.8	15.0	12.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	179,698	3,423,971	3,938,260
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△13,727	△92,790	△248,548
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,783	△4,595,059	△2,109,205
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	11,745,583	11,323,686	12,984,397

回次	第19期 第2四半期 連結会計期間	第20期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日
1株当たり四半期純損失金額 (円)	△4.37	△0.71

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第19期第2四半期連結累計期間、第20期第2四半期連結累計期間及び第19期の潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純損失については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある以下の事象が発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日時点で当社グループが判断したものであります。

1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について

タイSECは、2017年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」という。）に対しGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）元最高経営責任者（CEO）であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.（以下「GLH」という。）が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引（以下「GLH融資取引」という。）が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14～25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、2017年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

2017年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited（以下「EY」という。）から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表（2017年2月28日発表）
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表（2017年5月12日発表）
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表（2017年8月15日発表）

と3回分となります。

（なお、上記3回分の報告書につきましては、2017年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領いたしました。）

また、GLは、2017年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期（2017年9月）の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引に対して、独立した監査法人による特別監査を実施しましたが、タイSEC指摘の根拠を特定することはできませんでした。

また、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、2017年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

2017年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

また、2018年7月31日に、GLではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算を含む2017年12月末決算を訂正しました。当該GLの過年度決算の訂正是、タイSECの決算訂正命令に対応したものですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、GLの訂正処理は当社の決算には反映させず、前々々々連結会計年度の会計処理を踏襲しております。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社連結子会社であるGLが発行した総額180百万USドル（当第2四半期連結会計期間末144億円）の転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「JTA」という。）は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、2017年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求をしており、タイ王国及びシンガポール共和国においてGL並びにGLH等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

	(GL) 損害賠償請求訴訟	(GL) 会社更生申立訴訟	(GLH) 損害賠償請求訴訟	(GLH) 暫定的資産凍結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2018年1月10日	2017年12月26日	2017年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社連結子会社GLの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならぬ条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。			
3. 訴訟を提起した者の概要	（商号） J Trust Asia Pte. Ltd. （所在地） シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名） 代表取締役社長 藤澤 信義	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	JTAは、タイ王国において、GL、GL取締役3名、並びに此下益司氏に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	JTAは、タイ王国において、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。	JTAは、シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。
5. 裁判の進展	係争中です。	2019年8月15日付で会社更生申立訴訟が棄却されました。その後、2019年11月26日にJTAによる控訴が申立てられ、2020年9月29日にJTAによる請求が全面的に棄却される判決が下されました。当該判決が最終となり終結しました。	2020年2月12日付でシンガポール共和国高等裁判所は、JTAの請求をすべて棄却し、JTAに対し被告に生じた費用を支払うように命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日にJTAによる控訴が申立てられ、2020年10月6日にJTAの請求が一部認められ、GLH、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、約7千万米ドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払命令が下されました。当該判決が最終となり終結しました。	2018年2月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、JTAは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いましたが、却下されております。なお、JTAは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行っておりましたが、2018年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されております。

上記の他、G Lは、2018年5月3日付けでJTA及びJTAの親会社であるJ トラスト株式会社（以下、「J トラスト」という。）から、彼らが提起した訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償を請求（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））する訴訟を提起され、2020年3月20日に判決が出る予定となっていましたが、2020年1月16日にJ トラストとJTAにより当該訴訟は取り下げられました。

また、当社子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT BANK JTrust Indonesia, Tbk. から、Joint Finance Agreementにおいて契約違反があるという理由でIDR3,696,408,863（1円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及びIDR100,000,000,000（1円をIDR130.21で換算すると約7.67億円）の損害賠償を請求する訴訟を提起されましたが、2019年12月3日にPT Bank JTrust Indonesia, Tbk. による損害賠償請求は棄却される判決が下されています。

これらの係争等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 繼続企業の前提に関する重要な事象等

当第2四半期連結累計期間において、上記1. 2の事象が発生しておりますが、これらについて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

「1. タイ証券取引委員会（以下、「タイSEC」という。）から公表された事項等について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利行使できる条件は何ら整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。当社グループといたしましては、当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいり所存であり、JTAに対し必要かつ適切な法的措置をとってまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは当第2四半期連結累計期間においては、減収増益となりました。売上高は32億92百万円（前年同四半期比23.0%減）、営業利益は2億66百万円（前年同四半期は1億18百万円の営業損失）、経常損失は73百万円（前年同四半期は4億12百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失は1億49百万円（前年同四半期は3億76百万円の純損失）となりました。

売上高については、各国政府によるロックダウンなどの新型コロナウイルス感染拡大防止策による景気悪化や長期にわたる訴訟対応などに伴って、Digital Finance事業が大幅減となりました。営業利益及び経常利益につきましては、コンテンツ事業が大きく売上高を伸ばしたことに加え、近年の事業改革により支出面で、Digital Finance事業及びコンテンツ事業において事業経費削減が進んでいることなどが増益要因となっております。また、親会社株主に帰属する四半期純損失は特別損失が減少したことから改善いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関しては、特にDigital Finance事業に影響が出ました。また、当社グループが事業を行っております各国政府の方針、国別、事業別の環境等が異なり、慎重に見極めるべき状況となっております。そのため、それぞれのセグメントの記載の中に記載しておりますので、ご参照ください。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① Digital Finance事業

当事業の当第2四半期連結累計期間における業績は、減収増益となりました。当第2四半期連結累計期間における売上高は29億25百万円（前年同四半期比26.7%減）、セグメント利益は1億90百万円（前年同四半期は67百万円のセグメント損失）となりました。

当第2四半期連結累計期間におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止策として各国政府がロックダウンなどを行った結果、営業停止や休業となりました。当社グループはこの間、①営業貸付金の回収に注力、②景気悪化に備えて新規貸付審査厳格化と抑制を柱に活動いたしました。このため売上高は減少しましたが、営業活動を抑制したことにより費用削減が奏功し、利益を計上することができました。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響ですが、東南アジア各国は国ごとの感染者数や政策対応が大きく異なりますが、タイ、カンボジア、ラオス、インドネシアでは未だロックダウンなどが継続あるいは2021年になって新たに強化されるなど、通常の営業活動への復帰が待たれる状況です。また景気悪化は各国とも影響が大きく、特にオートバイ等の当社グループ主力商品への需要減退がみられます。現在の状況は未だ事業拡大に踏み切る段階ではないと判断しており、今後の事業再拡大への機会は慎重に判断してまいります。

なお、ミャンマーでのクーデターの影響につきましては、現時点では直接的な被害は生じていないものの通常業務を営むには極めて厳しい状況であり、今後の事業の継続につきまして慎重に判断をしてまいる所存です。

② コンテンツ事業

当事業の当第2四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。当第2四半期連結累計期間における売上高は3億66百万円（前年同四半期比28.1%増）、セグメント利益は1億70百万円（同226.2%増）となりました。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当事業の業績につきましては、当社が編集に直接的に関わっていて、現在映画等でも大変好評を博している「鬼滅の刃」が特に今期の柱となるとともに、その他各種漫画の人気が好調であること、並びにゲーム攻略本を順調に受注できることなどから、書籍編集の売上高が大幅に伸長いたしました。また当社が開発に直接的に関わっているトレーディングカードゲームも人気が多く、ロイヤリティ収入が堅調に推移しております。同時に事業経費も前年同期比16%削減しており、これも利益化に貢献いたしました。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響については、2021年に新たに緊急事態宣言が出され、いったん解除されたものの再度緊急事態宣言が出されました。当事業は数年来リモートネットワークを推進していたことから、業務の遂行に大きな支障は発生しませんでした。

従いまして今後につきましても大きな影響はないものと考えております。また、各種の開示でお知らせいたしましたように、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

③ 財政状態

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比べて28億56百万円減少し、362億18百万円となりました。

流動資産は38億65百万円減少し、271億30百万円となりました。主な内訳は現金預金の減少16億60百万円、営業貸付金の減少20億66百万円等あります。

固定資産は10億9百万円増加し、90億87百万円となりました。主な内訳は有形固定資産の減少34百万円、無形固定資産の減少40百万円、投資その他の資産の増加10億85百万円であります。

流動負債は39億93百万円減少し、220億45百万円となりました。主な内訳は1年内償還予定社債の減少46億17百万円であります。

固定負債は12百万円減少し、3億31百万円となりました。

純資産は11億50百万円増加し、138億41百万円となりました。利益剰余金の減少1億49百万円、為替換算調整勘定の増加5億35百万円、非支配株主持分の増加7億71百万円等であります。

なお、資本の財源及び資金の流動性に係る情報につきましては、当第2四半期連結累計期間においては特筆すべき事項はありません。

④ キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末と比べて16億60百万円減少し、当第2四半期連結累計期間末の残高は113億23百万円（前期末比12.8%減）となりました。

当第2四半期連結累計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、34億23百万円（前年同四半期は1億79百万円の獲得）となりました。その主な内訳は、営業貸付金の減少額34億65百万円、税金等調整前四半期純損失の計上1億11百万円、利息の支払額2億1百万円等であります。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、92百万円（前年同四半期は13百万円の使用）となりました。その主な内訳は、有形固定資産の取得による支出41百万円、貸付による支出51百万円、貸付金の回収による収入6百万円等であります。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、45億95百万円（前年同四半期は2百万円の獲得）となりました。その主な内訳は、社債の償還による支出46億9百万円、親会社からの借入による収入14百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,842,000
計	100,842,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年5月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,794,478	35,794,478	東京証券取引所 J A S D A Q (グロース)	単元株式数 100株
計	35,794,478	35,794,478	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月1日～ 2021年3月31日	—	35,794,478	—	4,007,892	—	3,530,595

(5) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
昭和ホールディングス株式会社	千葉県柏市十余二348	22,601,400	63.21
明日香野ホールディングス株式会社	大阪府八尾市老原七丁目85番1号	1,359,000	3.80
JP MORGAN SECURITIES PLC	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON UK	378,500	1.06
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号	347,100	0.97
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	165,200	0.46
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	158,060	0.44
auカブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	142,800	0.40
広成建設株式会社	福島県福島市宮代宝田前2番地の11	115,000	0.32
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	5 BROADGATE LONDON EC2M 2QS UK	97,400	0.27
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	92,115	0.26
計	—	25,456,575	71.20

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 39,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,753,000	357,530	—
単元未満株式	普通株式 2,078	—	—
発行済株式総数	35,794,478	—	—
総株主の議決権	—	357,530	—

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社ウェッジ ホールディングス	東京都中央区日本橋本町 一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町 一丁目ビル	39,400	—	39,400	0.11
計	—	39,400	—	39,400	0.11

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2021年1月1日から2021年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年10月1日から2021年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,984,397	11,323,686
受取手形及び売掛金	96,234	109,778
営業貸付金	24,876,939	22,810,229
商品及び製品	226	203
仕掛品	16,672	11,512
原材料及び貯蔵品	176,822	120,896
短期貸付金	514,729	570,920
その他	2,267,840	2,570,039
貸倒引当金	△9,937,483	△10,386,804
流動資産合計	30,996,378	27,130,461
固定資産		
有形固定資産	412,214	377,539
無形固定資産		
のれん	1,179,073	1,152,214
その他	304,080	289,955
無形固定資産合計	1,483,153	1,442,170
投資その他の資産		
投資有価証券	1,860,160	2,560,136
関係会社株式	3,311,951	3,788,645
長期貸付金	34,870	34,870
関係会社長期貸付金	-	14,160
破産更生債権等	4,431	4,431
繰延税金資産	514,579	495,171
外国株式購入預託金	24,218	24,218
その他	514,503	544,103
貸倒引当金	△81,872	△197,478
投資その他の資産合計	6,182,841	7,268,258
固定資産合計	8,078,210	9,087,969
資産合計	39,074,588	36,218,430

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,477	43,417
1年内償還予定の社債	19,042,947	14,425,002
短期借入金	294,062	350,704
関係会社短期借入金	338,894	352,894
未払費用	3,339,409	3,663,907
未払法人税等	12,616	44,274
訴訟損失引当金	2,237,931	2,250,830
引当金	95,324	37,724
その他	639,295	876,541
流動負債合計	26,038,958	22,045,295
固定負債		
繰延税金負債	185,926	177,296
退職給付に係る負債	85,219	98,469
その他	73,012	55,638
固定負債合計	344,158	331,404
負債合計	26,383,117	22,376,700
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,007,892	4,007,892
資本剰余金	6,118,472	6,118,472
利益剰余金	△4,641,698	△4,790,864
自己株式	△40,961	△40,961
株主資本合計	5,443,705	5,294,539
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,794	8,261
為替換算調整勘定	△401,731	133,767
その他の包括利益累計額合計	△393,936	142,029
新株予約権	8,340	-
非支配株主持分	7,633,362	8,405,161
純資産合計	12,691,471	13,841,730
負債純資産合計	39,074,588	36,218,430

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位 : 千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
売上高	4,276,298	3,292,034
売上原価	718,783	425,966
売上総利益	3,557,514	2,866,068
販売費及び一般管理費	※ 3,675,618	※ 2,599,968
営業利益又は営業損失 (△)	△118,103	266,099
営業外収益		
受取利息	118,760	86,538
持分法による投資利益	226,391	65,247
その他	1,460	3,350
営業外収益合計	346,613	155,135
営業外費用		
支払利息	5,690	8,295
為替差損	245,257	112,670
社債利息	373,585	353,790
貸倒引当金繰入額	16,458	19,551
その他	30	28
営業外費用合計	641,022	494,335
経常損失 (△)	△412,512	△73,100
特別利益		
新株予約権戻入益	-	8,340
特別利益合計	-	8,340
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	47,046
投資有価証券評価損	478,268	-
特別損失合計	478,268	47,046
税金等調整前四半期純損失 (△)	△890,781	△111,805
法人税、住民税及び事業税	272,400	226,788
法人税等調整額	△144,828	49,347
法人税等合計	127,571	276,136
四半期純損失 (△)	△1,018,353	△387,942
非支配株主に帰属する四半期純損失 (△)	△641,493	△238,776
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	△376,859	△149,165

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
四半期純損失(△)	△1,018,353	△387,942
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,204	1,380
為替換算調整勘定	△871,664	1,536,272
持分法適用会社に対する持分相当額	△24,665	△683
その他の包括利益合計	△897,533	1,536,970
四半期包括利益	△1,915,886	1,149,027
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△687,384	386,799
非支配株主に係る四半期包括利益	△1,228,502	762,228

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失（△）	△890,781	△111,805
減価償却費	103,904	119,325
のれん償却額	76,283	78,119
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,308,075	41,547
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△5,862	7,940
投資有価証券評価損益（△は益）	478,268	-
その他の引当金の増減額（△は減少）	△98,456	△61,591
受取利息及び受取配当金	△118,760	△86,538
支払利息	5,690	8,295
社債利息	373,585	353,790
持分法による投資損益（△は益）	△226,391	△65,247
為替差損益（△は益）	21,509	△25,876
売上債権の増減額（△は増加）	△49,975	△13,544
営業貸付金の増減額（△は増加）	△858,691	3,465,931
たな卸資産の増減額（△は増加）	△35,511	70,009
仕入債務の増減額（△は減少）	△403,738	△10,564
その他	724,422	△118,676
小計	403,570	3,651,116
利息及び配当金の受取額	74,583	61,969
利息の支払額	-	△201,297
法人税等の支払額	△298,455	△87,817
営業活動によるキャッシュ・フロー	179,698	3,423,971
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△20,730	△41,970
無形固定資産の取得による支出	△507	-
貸付けによる支出	△24,577	△51,374
貸付金の回収による収入	45,633	6,900
差入保証金の増減額（△は増加）	△13,545	△6,346
その他	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,727	△92,790
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	-	-
長期借入金の返済による支出	△17,216	-
親会社からの借入による収入	20,000	14,000
社債の償還による支出	-	△4,609,059
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,783	△4,595,059
現金及び現金同等物に係る換算差額	367,102	△396,832
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	535,856	△1,660,711
現金及び現金同等物の期首残高	11,209,727	12,984,397
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 11,745,583	※1 11,323,686

【注記事項】

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL.（以下、「G L」という。）は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD.（以下、「G L H」という。）を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付（以下、「G L H融資取引」という。）を行っております。

G Lは、キプロス及びシンガポールの借主に対するG L H融資取引について、2017年10月16日及び同月19日にタイ証券取引委員会（以下、「タイSEC」という。）からG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイSECは、タイ法務省特別捜査局（以下、「タイDSI」という。）に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在タイDSIによる調査が行われております。

当社は、タイSECの指摘の事実関係等について調査するため、当社において第三者委員会を設置しG L H融資取引を調査しました。また、G Lでは、新たに、キプロス及びシンガポールの借主へのG L H融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前々々々連結会計年度の年度末決算から、タイSEC指摘のG L H融資取引に関する貸付金債権全額（営業貸付金及び未取利息）に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未取利息相当については、売上高から減額する処理をし、それ以降の売上高計上は取りやめております。

また、2018年7月31日に、G LではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算を含む2017年12月末決算を訂正しました。当該G Lの過年度決算の訂正は、タイSECの決算訂正命令に対応したものですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、G Lの訂正処理は当社の決算には反映させず、前々々々連結会計年度からの従前の会計処理を踏襲しております。

当第2四半期連結会計期間末におけるタイSEC指摘のG L H融資取引に関する貸付債権（概算値）は、貸付元本（営業貸付金）6,216百万円（前連結会計年度末5,924百万円）、未取利息（流動資産その他）275百万円（前連結会計年度末262百万円）となっており、当該貸付債権全額（営業貸付金及び未取利息）について貸倒引当金6,491百万円（前連結会計年度末6,187百万円）を設定しております。また、当第2四半期連結累計期間の関連利息収入（売上高）は一百万円（前連結会計年度は一百万円）となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的措置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)

当社連結子会社であるG Lが発行した総額180百万USドル（当第2四半期連結会計期間末144億円（1年内償還予定の転換社債144億円））の転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「JTA」という。）は、G LがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、2017年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求をしており、タイ王国及びシンガポール共和国においてG L並びにG L H等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) JTAが行っている訴訟の概要

	(GL)損害賠償請求訴訟	(GL)会社更生申立訴訟	(GLH)損害賠償請求訴訟	(GLH)暫定的資産凍結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2018年1月10日	2017年12月26日	2017年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社であるJ TAは、当社連結子会社GLの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J TAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLいたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J TAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したもので			
3. 訴訟を提起した者の概要	（商号） J Trust Asia Pte. Ltd. （所在地） シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名） 代表取締役社長 藤澤信義	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	J TAは、タイ王国において、GL、GL取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J TAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	J TAは、タイ王国において、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。	J TAは、シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J TAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。
5. 裁判の進展	係争中です。	2019年8月15日付でJ TAによる会社更生申立訴訟が棄却されました。その後、2019年11月26日にJ TAによる控訴が申立てられ、2020年9月29日にJ TAによる請求が全面的に棄却される判決が下されました。当該判決が最終となり終結しました。	2020年2月12日付でシンガポール高等裁判所は、J TAの請求をすべて棄却し、J TAに対し被告に生じた費用を支払うように命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日にJ TAによる控訴が申立てられ、2020年10月6日にJ TAの請求が一部認められ、GLH、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、約7千万米ドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払命令が下されました。当該判決が最終となり終結しました。	2018年2月23日シンガポール高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、J TAは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いましたが、却下されております。なお、J TAは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行っておりましたが、2018年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

上記の他、GLは、2018年5月3日付けでJ TA及びJ TAの親会社であるJ トラスト株式会社（以下、「J トラスト」という。）から、彼らが提起した訴訟に対して、GLが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））等を請求する訴訟を提起されて、2020年3月20日に判決が出る予定となっていましたが、2020年1月16日にJ トラストとJ TAにより当該訴訟は取り下げられました。

また、JTAは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE LTD.（以下、「EHA」）他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポールの裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資（転換社債合計210百万USドル・日本円約223億円、およびGL株式の購入他527百万タイバツ）について、GLHが他の被告と共に謀り、JTAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与える、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めております。また、当該損害賠償請求に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、195百万USドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。

（2）当社グループの見解及び対応について

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、GLH及びEHAに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてGLH及びEHAの資産はDigital Finance事業の一部であり、GLH及びEHAの日常的かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結命令が当社グループに与える影響は大きくないと判断しております。

GL及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいりの所存であり、JTAに対し必要かつ適切な法的措置をとっています。

（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて）

前連結会計年度の有価証券報告書の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて）に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

（四半期連結貸借対照表関係）

偶発債務

（訴訟事件）

追加情報に記載のとおり、当社連結子会社であるGLとGLHは、GLが発行した転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「JTA」という。）から、タイとシンガポールにおいて、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求める訴訟を提訴しております。

シンガポールの裁判所においては、2020年10月6日にJTAの請求を一部認め、GLHに対し、約7千万米ドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払を命じる判決が下されております。当社グループといたしましては、当該判決によって確定した支払いについて、前連結会計年度に2,296百万円の訴訟損失引当金繰入額（特別損失）を計上し、関係当事者間で支払方法等の調整を行っております。

さらに、JTAは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD.（以下「EHA」という。）他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポールの裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資（転換社債合計210百万USドル・日本円約223億円、及びGL株式の購入他527百万タイバツ）について、GLHが他の被告と共に謀り、JTAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与える、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めております。

上記の他、当社の連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT Bank JTrust Indonesia, Tbk.からJoint Finance Agreementにおいて契約違反があるという理由で、IDR3,636,408,863（1円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及びIDR100,000,000,000（1円をIDR130.21で換算すると約767百万円）の損害賠償を請求する訴訟を提起されておりましたが、2019年12月3日にPT Bank JTrust Indonesia, Tbk.による損害賠償請求は棄却される判決が下されており、その後進展はございません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
給料	838,180千円	806,469千円
貸倒引当金繰入額	1,067,680千円	611,366千円
賞与引当金繰入額	35,900千円	18,295千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	11,745,583千円	11,323,686千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円	一千円
現金及び現金同等物	11,745,583千円	11,323,686千円

2 重要な非資金取引の内容

前第2四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

IFRS第16号「リース」の適用により、有形固定資産「使用権資産」93,831千円、流動負債「リース債務」62,256千円及び固定負債「リース債務」32,379千円を計上しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

1. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

1. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 3
	Digital Finance事 業	コンテンツ 事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	3,990,390	285,908	4,276,298	—	4,276,298	—	4,276,298
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	3,990,390	285,908	4,276,298	—	4,276,298	—	4,276,298
セグメント利益 又は損失 (△)	△67,079	52,195	△14,883	△34,562	△49,446	△68,657	△118,103

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業開発等及び投資育成事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△68,657千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは本社の管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 3
	Digital Finance事 業	コンテンツ 事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	2,925,667	366,367	3,292,034	—	3,292,034	—	3,292,034
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	2,925,667	366,367	3,292,034	—	3,292,034	—	3,292,034
セグメント利益 又は損失 (△)	190,487	170,269	360,756	△4,622	356,133	△90,034	266,099

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業開発等及び投資育成事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△90,034千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは本社の管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年10月 1 日 至 2020年3月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年10月 1 日 至 2021年3月31日)
(1) 1 株当たり四半期純損失 (△)	△10円54銭	△4円17銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	△376, 859	△149, 165
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	△376, 859	△149, 165
普通株式の期中平均株式数(株)	35, 775, 078	35, 775, 078
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	—	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第 2 四半期連結累計期間及び当第 2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月17日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 茂木 秀俊 印

代表社員
業務執行社員

公認会計士 山中 康之 印

結論の不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年10月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論を表明しない。

結論の不表明の根拠

（追加情報）に関する注記（JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について）の記載のとおり、会社の連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL（以下、GL）の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD.（以下、GLH）は、2020年10月6日に、JTrust Asia Pte. Ltd. を原告とするシンガポール共和国での損害賠償請求訴訟の判決において、GLHほか被告6名に対し、約7千万USドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払いを命じられた。

当監査法人は、重要な構成単位であるGLの連結財務情報について、GL会計監査人にグループ監査に基づく監査及びレビュー業務を依頼しているが、前連結会計年度の監査において、上記の判決に関連してGL会計監査人の検討が継続しているため、計画した監査手続を完了することができなかつた。GLの連結財務情報は、会社の連結会計年度に係る連結財務諸表の数値の大半を占める重要な構成単位であり、連結財務諸表に与える影響は、重要かつ広範であるため、当監査法人は、前連結会計年度の連結財務諸表に対して意見不表明を表明した。

これらの事項は、当連結会計年度の第2四半期連結累計期間においても解消していないため、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して「結論の不表明」を表明する。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は四半期連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月17日
【会社名】	株式会社ウェッジホールディングス
【英訳名】	Wedge Holdings CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此下 竜矢
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町 一丁目ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長此下竜矢は、当社の第20期第2四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。